

商業事業所（商店）とは、原則として、「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれるものをいいます。

（２）卸売業

主として次に掲げる事業所をいいます。

- ① 小売業者又は卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として統括管理的事務を行っている事務所を除く）
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします）

（３）小売業

主として次に掲げる事業所をいいます。

- ① 個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等があります。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行う拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所（官公庁、公社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で、その売店が当該事業所以外のものによって経営されている場合は別の独立した事業所として小売業に分類します。）

（４）従業者

平成19年6月1日現在で、主としてその事業所の業務に従事している個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常時雇用者をいいます。（下記①～④）

- ① 個人業主…個人経営の事業所の主人であって、その事業所の実際の業務に従事している者
- ② 無給家族従業者…個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者
- ③ 有給役員…経営組織が個人経営以外の場合で、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わず）で給与を受けている者
- ④ 常用雇用者…常用雇用者とは、一定の期間を定めずに若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者
 - (ア) 一般に正社員・正職員などと呼ばれている人…常用労働者のうち、一般的に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人
 - (イ) パート・アルバイトなど…常用雇用者のうち、上記(ア)以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人

- ⑤ 臨時雇用者…常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人
- ⑥ 別経営の事業所から派遣されている人…上記①から⑤のほか、他の会社など別経営の事業所から来て働いている人
- (5) 年間商品販売額
平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の「商品販売額」及び「その他の収入額」をいいます。
- (6) 商品手持額
平成19年3月末日現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額をいいます。
- (7) 売場面積（小売業のみ）
商品を販売するために、その店が実際に使用する売場の延床面積をいいます。（ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業、ガソリンスタンド及び、店頭販売を行っていない訪問販売、通信・カタログ販売を行う事業所は除く）
- (8) 「5511百貨店、総合スーパー」の定義
衣（中分類56）、食（同57）、住（同58、59、60）にわたる各種の商品を小売していて、その販売額比率が各々10%以上70%未満の範囲にある従業者50人以上の事業所
- (9) 「5791コンビニエンスストア」の定義
「57飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式で、売場面積が30㎡以上250㎡未満、営業時間14時間以上の事業所をいいます。

9 その他

- (1) この調査の集計結果は、経済産業省において調査票を審査集計のうえ公表される予定ですが、今回本市において集計した結果は概数であるため、経済産業省より公表される数値と若干相違する場合があります。
- (2) 「 χ 」表示による秘匿について
結果表のうちで、商店数が1又は2の場合は、その商店の秘密を守るため商店数及び従業者数以外の数字は「 χ 」で表示しました。また、この秘匿によっても算出される恐れのあるものについては、商店数が3以上であっても秘匿した箇所があります。なお、秘匿された数値は、総数に含めてあります。
- (3) その他、表中に用いた記号の用法について
ア.「-」……………該当数字なし又はゼロのもの
イ.「-〇〇」……………数値が減少であるもの
- (4) 構成比及び増減率については、四捨五入による端数整理の関係から、その合計が100%とならない場合があります。
- (5) 統計表中、秘匿「 χ 」との関連で計と内訳の数値が一致しない場合があります。
- (6) 本書で引用した数値は次のとおりです。
全国に関する数値：平成19年商業統計確報（経済産業省経済産業政策局）
栃木県に関する数値：栃木県の商業（栃木県）
群馬県に関する数値：群馬の商業（群馬県）